

議案第72号

加西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

加西市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市印鑑条例の一部を改正する条例

加西市印鑑条例（平成6年加西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「印鑑登録証機能付個人番号カード」を「個人番号カード」に改める。

第14条を次のように改める。

（端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、印鑑登録証明書等を自動で交付する機能を有するものを利用して、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第15条から第17条までを次のように改める。

第15条から第17条まで 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（加西市手数料条例の一部改正）

- 2 加西市手数料条例（昭和42年加西市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「1世帯当たり5人まで」を「1世帯当たり」に改める。

別表中「自動交付機」を「端末機」に、

「

14	住民票又は除かれた住民票の記載事項に関する証明	証明事項1件につき 300円	を
----	-------------------------	----------------	---

」

「

14	住民票又は除かれた住民票の記載事項に関する証明	1件につき 300円	に改める。
----	-------------------------	------------	-------

」

（加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正）

- 3 加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例（平成24年加西市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「専用の」を削る。

(加西市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

- 4 加西市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年加西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「専用の」を削る。

(審議資料)

市役所等に設置している自動交付機だけでなく、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機（マルチコピー機）から住民票の写し、印鑑登録証明書、租税公課関係証明書を取得できるサービスを開始すること（令和5年3月予定）に伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・ 端末機（自動交付機、マルチコピー機）を利用した印鑑登録証明書の交付申請の規定の追加
- ・ 端末機を利用した証明書等の交付手数料：250円/件
- ・ 窓口において個人番号カードの提示で印鑑登録証明書の交付申請を可とする。